

船橋市内の神社仏閣に対する防犯・防災設備支援に関する陳情

趣旨

近年、全国各地において神社仏閣を対象とした火災や不審火が継続的に発生しております。消防庁関連統計等では、神社・寺院等の火災件数は近年も年間60件前後で推移しており、放火・放火疑いも一定数発生しております。また、火災により焼失した神社仏閣では、復旧・復興に長期間を要する例も多く、資材価格高騰や宮大工不足等により、再建断念や規模縮小を余儀なくされる事例も発生しております。

神社仏閣は地域文化・歴史・防災・コミュニティ形成において重要な役割を担っておりますが、特に1981年の建築基準法改正（新耐震基準施行）以前に建立された建築物については、防火・耐震両面で脆弱性を抱える施設も少なくありません。特に小規模宗教施設においては、防犯カメラや火災警報設備、耐震補強等の導入費用負担が大きく、十分な対策が困難な場合があります。

つきましては、船橋市において市内神社仏閣等に対する防犯・防災対策支援制度を創設し、地域の安全確保及び文化財保護の観点から必要な支援を行うよう陳情いたします。

陳情事項

1. 1981 年の建築基準法改正（新耐震基準施行）以前に建立された船橋市内の神社仏閣を対象とした、防犯カメラ設置補助制度を創設すること。
2. 前項対象施設について、火災報知設備、消火器、放火対策設備、夜間照明等の防災設備導入補助制度を創設又は拡充すること。
3. 老朽木造建築物を有する神社仏閣について、防火・耐震診断に対する支援制度を検討すること。
4. 神社仏閣、自治会、消防署、警察署との連携による防犯・防災体制の構築を推進すること。
5. 文化財指定の有無にかかわらず、地域コミュニティ上重要な宗教施設について支援対象とすること。
6. 防犯・防災対策に関する相談窓口及び専門家派遣制度等を整備すること。

何卒、趣旨をご理解頂き適切なご審議を賜りますようお願い申し上げます。